

国における依存症関連対策

アルコール健康障害対策基本法（概要）

（平成25年法律第109号） 平成26年6月1日施行

目的（第1条）

酒類が国民の生活に豊かさ^{と潤い}を与えるものであるとともに、酒類に関する伝統と文化が国民の生活に深く浸透している一方で、**不適切な飲酒はアルコール健康障害の原因となり、アルコール健康障害は、本人の健康の問題であるのみならず、その家族への深刻な影響や重大な社会問題を生じさせる危険性が高いことに鑑み、**基本理念を定め、及びアルコール健康障害対策の基本となる事項を定めること等により、**アルコール健康障害対策を総合的かつ計画的に推進**して、国民の健康を保護し、安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

定義（第2条、第5条）

アルコール健康障害

アルコール依存症その他の多量の飲酒、未成年者の飲酒、妊婦の飲酒等の**不適切な飲酒の影響による心身の健康障害**

アルコール関連問題

アルコール健康障害 及び これに関連して生じる**飲酒運転、暴力、虐待、自殺等**の問題

責務（第4条～第9条）

国・地方公共団体・国民・医師等の責務とともに、酒類の製造又は販売を行う事業者の責務として、アルコール健康障害の発生、進行及び再発の防止に配慮する努力義務

アルコール健康障害対策推進基本計画（第12条）

政府は、アルコール健康障害対策推進基本計画を策定しなければならない。

政府は、少なくとも5年ごとに、基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。変更しようとするときは、アルコール健康障害対策関係者会議の意見を聴いて、案を作成し、閣議決定。

基本的施策（第15条～第24条）

教育の振興等／不適切な飲酒の誘引の防止／健康診断及び保健指導／医療の充実等／飲酒運転等をした者に対する指導等／相談支援等／社会復帰の支援／民間団体の活動に対する支援／人材の確保等／調査研究の推進等



- 基本計画（第1期：平成28年度～令和2年度）【平成28年5月策定】 ※その後、内閣府から厚生労働省へ事務移管（平成29年4月）
- 基本計画（第2期：令和3年度～令和7年度）【令和3年3月策定】 出典：厚生労働省HP

【第2期計画の重点課題について】

※第2期アルコール健康障害対策基本計画より抜粋

＜重点課題＞

- ・ 飲酒に伴うリスクに関する知識の普及と不適切な飲酒を防止する社会づくりを通じて、将来にわたるアルコール健康障害の発生を予防する。

＜取り組むべき施策＞

- ① 20歳未満の者や妊産婦などの飲酒すべきでない者の飲酒リスクの普及啓発及び不適切飲酒を未然に防ぐ取組の徹底を引き続き実施する。
- ② また、将来的なアルコール健康障害の発生につながる健康リスクの高い飲酒習慣や、アルコール関連問題の要因となり得る一時多量飲酒のリスクに対する理解の促進を図る。
- ③ 飲酒に伴う健康影響は、年齢、性別、体質等に応じて異なることを踏まえ、誰もがアルコール健康障害の問題を我が事と認識できるように、特に健康影響を受けやすいと考えられる女性・若年者・高齢者など、特性に応じて留意すべき点等をわかりやすく啓発を進める。
- ④ 酒類業界においても、国や地方公共団体によるこれらの普及啓発と連携し、不適切な飲酒の誘因防止の観点から、アルコール飲料の公告・表示等における自主的な取組を引き続き進める。

＜重点目標＞

- ・ 生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合を男性13.0%、女性6.4%まで減少させること
 - ・ 20歳未満の飲酒をなくすこと
 - ・ 妊娠中の飲酒をなくすこと
- を重点目標として設定する。

1. 作成の趣旨

アルコール健康障害対策基本法（平成25年法律第109号）第12条第1項に基づき、アルコール健康障害対策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定されたアルコール健康障害対策推進基本計画の第2期計画※では、基本的施策として、飲酒に伴うリスクに関する知識の普及の推進を図るため、国民のそれぞれの状況に応じた適切な飲酒量・飲酒行動の判断に資する「飲酒ガイドライン」を作成することとされている。これを受け、必要な専門的知見に基づき当該ガイドラインを作成するため、「飲酒ガイドライン作成検討会」を開催し、検討を行った。本ガイドラインは、アルコール健康障害の発生を防止するため、国民一人ひとりがアルコールに関連する問題への関心と理解を深め、自らの予防に必要な注意を払って不適切な飲酒を減らすために活用されることを目的としている。

2. ガイドライン（案）の概要

本ガイドラインの内容は、基礎疾患等がない20歳以上の成人を中心に、

- ① アルコールの代謝や飲酒による身体等への影響
- ② 参考となる飲酒量（純アルコール量）
- ③ 飲酒に係る留意事項

等をまとめたもの。純アルコール量に着目し、自分に合った飲酒量を決めて、健康に配慮した飲酒を心がけるための留意事項等を提示した。

3. 施行期限

令和6年3月下旬（予定）

① アルコールの代謝や飲酒による身体等への影響

- (1) アルコールの代謝
- (2) 飲酒による身体等への影響
 - ① 年齢の違いによる影響
 - ② 性別の違いによる影響
 - ③ 体質の違いによる影響
- (3) 過度な飲酒による影響
 - ① 疾病発症等のリスク
 - ② 行動面のリスク

② 参考となる飲酒量（純アルコール量）

- (1) 飲酒量の把握の仕方
- (2) 飲酒量と健康リスク
- (3) 健康に配慮した飲酒の仕方等について
 - ① 自らの飲酒状況等を把握する
 - ② あらかじめ量を決めて飲酒をする
 - ③ 飲酒前又は飲酒中に食事をとる
 - ④ 飲酒の合間に水（又は炭酸水）を飲むなど、アルコールをゆっくり分解・吸収できるようにする
 - ⑤ 一週間のうち、飲酒をしない日を設ける（毎日飲み続けるといった継続しての飲酒を避ける）

③ 飲酒に係る留意事項

(1) 重要な禁止事項

- ① 法律違反に当たる場合等
- ② 特定の状態にあって飲酒を避けることが必要な場合等

(2) 避けるべき飲酒等について

- ① 一時多量飲酒（特に短時間の大量飲酒）
- ② 他人への飲酒の強要
- ③ 不安や不眠を解消するための飲酒
- ④ 病気等療養中の飲酒や投薬後の飲酒（病気等の種類や薬の性質により変わります）
- ⑤ 飲酒中又は飲酒後における運動・入浴などの体に負担のかかる行動

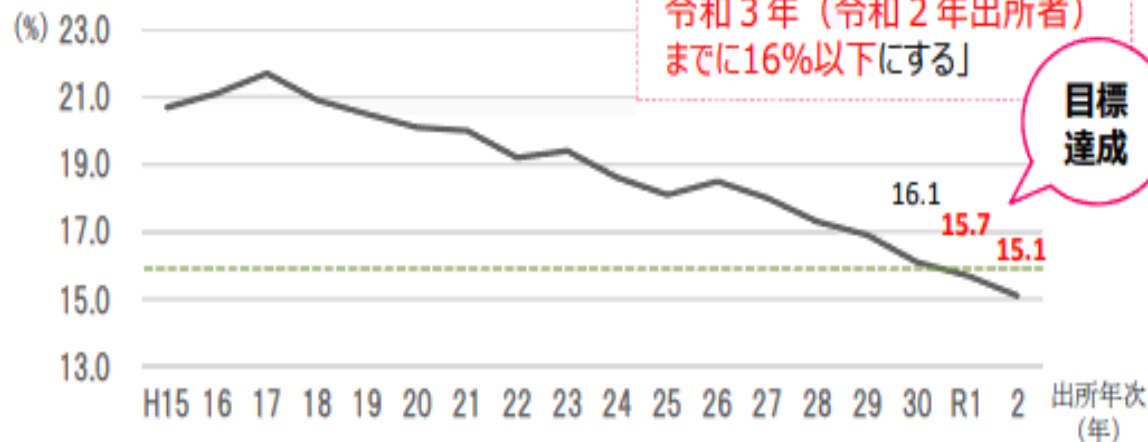
第一次再犯防止推進計画に基づく取組

- **満期釈放者対策の充実強化**
 - 矯正施設在所中の生活環境の調整の強化
 - 更生保護施設による訪問支援事業の開始(R3.10~)
- **地方公共団体との連携強化**
 - 「地域再犯防止推進モデル事業」の実施(H30~R2)
 - 地方再犯防止推進計画の策定支援(402団体で策定済み(R4.10.1))
- **民間協力者の活動の促進**
 - 民間資金の活用などによる草の根の支援活動の広がり

第二次再犯防止推進計画の基本的な方向性

- ① 犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、個々の対象者の主体性を尊重し、それぞれが抱える課題に応じた“息の長い”支援を実現すること。
- ② 就労や住居の確保のための支援をより一層強化することに加え、犯罪をした者等への支援の実効性を高めるための相談拠点及び民間協力者を含めた地域の支援連携(ネットワーク)拠点を構築すること。
- ③ 国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、地方公共団体の主体的かつ積極的な取組を促進するとともに、国・地方公共団体・民間協力者等の連携を更に強固にすること。

出所受刑者の2年以内再入率の推移



第二次再犯防止推進計画(概要)

II 今後取り組んでいく施策 7つの重点課題とその具体的施策

- ① 就労・住居の確保
- ② **保健医療・福祉サービスの利用の促進**
- ③ 学校等と連携した修学支援
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導
- ⑤ 民間協力者の活動の促進
- ⑥ 地域による包摂の推進
- ⑦ 再犯防止に向けた基盤の整備

薬物依存の問題を抱える者への支援

第一次推進計画に基づく主な取組

① 再犯リスクを踏まえた効果的な指導の実施

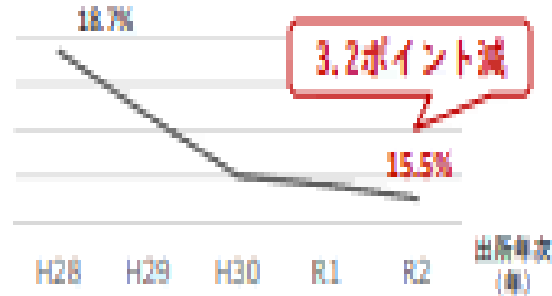
- 矯正施設内から出所後までの一貫した専門的プログラムの実施
- 出所後の環境を見据えた処遇を行う「女子依存症回復支援モデル事業」の実施
- 麻薬取締部による「薬物乱用者に対する再乱用防止対策事業」の実施

② 薬物依存症の専門医療機関及び相談支援の充実

- 都道府県及び指定都市において、相談拠点及び専門医療機関の指定の推進
- 自助グループを含む保健医療機関等と連携した保護観察処遇の実施

主な成果

- 罪名別2年以内再入率（覚醒剤取締法違反）



- 医療機関等による治療・支援を受けた保護観察対象者数

333人（H28年度） → **536人**（R3年度）

今後の展開

- ・ 施設内から社会内への一貫した指導の充実及び医療機関・自助グループ等との連携強化
- ・ 増加する大麻事犯への対応
- ・ 薬物事犯者への指導・支援の効果検証に関する方策の検討等

第二次推進計画

- 再犯リスクを踏まえた効果的な指導等の実施
- 増加する大麻事犯に対応した処遇の充実

- ・ 専門的プログラム等の指導を一貫して実施するとともに、アルコールや医薬品の依存等個々の対象者が抱える問題に応じた指導・支援を実施。（施策34）
- ・ 少年院における大麻に関する新たな指導教材の作成、保護観察所における専門的プログラムへの大麻に関する指導項目の新設など、大麻事犯に対応した処遇の充実。（施策35）
- ・ 自助グループ等の民間団体との連携を強化し、刑事司法手続が終了した後も継続的な支援ができる体制を整備。（施策39）
- ・ 薬物事犯者に対する指導等の効果の検証。（施策42）

戦略策定に向けた5つの視点

- ・大麻乱用期への総合的な対策の強化
- ・再乱用防止対策における関係機関の連携した“息の長い支援”強化
- ・サイバー空間を利用した薬物密売の取締強化
- ・国民的な人の往来増加への対応強化
- ・薬物対応対策についての国際社会との連携
- ・協力強化と積極的な発言

5つの目標

目標1 青少年を中心とした広報・啓発を通じた国民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止

<大麻の有害性・危険性・国内外の規制状況についての周知>

- 薬物乱用防止教室の充実強化
- 研修等を通じた指導方法・指導者の資質向上

<国際的な人の往来増加への対応としての啓発強化>

- 海外渡航者に向けた、ウェブサイトを利用した周知の実施
- 諸外国における最新の薬物規制状況等の啓発資材への反映

<デジタルツール等を効果的に活用した広報・啓発手法の強化>

- 青少年の目に触れやすい広報媒体の活用
- 科学的知見に基づく情報の広報啓発資材への反映による内容の充実

目標2 薬物乱用者に対する適切な治療と効果的な社会復帰支援による再乱用防止

<関係機関がより一層連携した「息の長い支援」の実施>

- 刑事司法関係機関等による社会復帰支援の推進
- 大麻事犯の特性に対応した指導・支援の推進

<治療等を提供する医療機関等の充実・強化>

- 認知行動療法の治療や回復プログラムの更なる充実
- 治療が可能な医療従事者育成のための研修の充実

<大麻事犯者の再犯防止等に向けた効果的な対応の検討>

- 薬物依存症等に関する正しい知識・意識に理解の促進
- 支援方針の研究及び支援による効果検証の推進

目標3 国内外の薬物密売組織の壊滅、大麻をはじめとする薬物の乱用者に対する取締の徹底及び多様化する乱用薬物等に対する迅速な対応に薬物の流通阻止

目標4 水際対策の徹底による薬物の密輸入阻止

目標5 国際社会の一員としての国際連携・協力を通じた薬物乱用防止

ギャンブル等依存症対策基本法の概要

1 目的

ギャンブル等依存症は、
①本人・家族の日常生活・社会生活に支障を生じさせるものであり、
②多重債務・貧困・虐待・自殺・犯罪等の重大な社会問題を生じさせているギャンブル等
依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、

→もって①国民の健全な生活の確保を図るとともに、②国民が安心して暮らすことのできる社会の
実現に寄与

2 定義

ギャンブル等依存症……ギャンブル等（法律の定めるところにより行われる公営競技、ばちこ屋に
係る遊技その他の射幸行為）にめり込むことにより日常生活又は社会
生活に支障が生じている状態

3 基本理念

- ① ギャンブル等依存症の発症・進行・再発の各段階に応じた防止・回復のための対策を適
切に講ずるとともに、本人・家族が日常生活・社会生活を円滑に営むことができるように支
援
- ② 多重債務・貧困・虐待・自殺・犯罪等の問題に関する施策との有機的な連携が図られるよう、
必要な配慮

4 アルコール・薬物等に対する依存に関する施策との有機的 な連携への配慮

アルコール・薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な
配慮

5 責務

国・地方公共団体・関係事業者・国民・ギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者の
責務を規定

6 ギャンブル等依存症問題啓発週間

国民の間に広くギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深めるため、ギャンブル等依
存症問題啓発週間（5月14日～20日）を設定

*ギャンブル等依存症問題：ギャンブル等依存症及びこれに関連して生ずる多重債務・貧困・虐待・自殺・犯罪
等の問題

7 法制上の措置等

政府にギャンブル等依存症対策を実施するため必要な法制上・財政上の措置等の措置を
講ずる義務

8 ギャンブル等依存症対策推進基本計画等

- ① ギャンブル等依存症対策推進基本計画：政府に策定義務
（少なくとも3年ごとに見直しを検討）
- ② 都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画：都道府県に策定の努力義務
（少なくとも3年ごとに見直しを検討）
*②については、医療計画・都道府県健康増進計画・都道府県アルコール健康障害対策推進計画等との
調和が必要

9 基本的施策

- ① 教育の振興等
- ② ギャンブル等依存症の予防等に資する事業の
実施
- ③ 医療提供体制の整備
- ④ 相談支援等
- ⑤ 社会復帰の支援
- ⑥ 民間団体の活動に対する支援
- ⑦ 連携協力体制の整備
- ⑧ 人材の確保等
- ⑨ 調査研究の推進等
- ⑩ 実態調査（3年ごと）

10 ギャンブル等依存症対策推進本部

内閣に、内閣官房長官を本部長とするギャンブル等依存症対策推進本部を設置
所掌事務：①基本計画の案の作成・実施の推進、②基本計画に基づく施策の総合調整・実施
状況の評価等

11 ギャンブル等依存症対策推進関係者会議

本部に、ギャンブル等依存症対策推進関係者会議を設置
委員：ギャンブル等依存症である者等・その家族を代表する者・関係事業者・有識者のうち
から内閣総理大臣が任命（20人以内）
所掌事務：本部による①基本計画の案の作成、②施策の実施状況の評価結果の取りまとめの
際に、意見を述べる

- ※ 施行期日：公布の日から起算して3月を超えない範囲内（平成30年10月5日施行）
検討：① 本部については、施行後5年を目途として総合的に検討
② ①のほか、本法の規定全般については、施行後3年を目途として検討

ギャンブル等依存症対策推進基本計画 令和4年変更【概要】

第一章 基本的考え方等

第二章 取り組むべき具体的施策

I 関係事業者の取組

I-1～3 公営競技における取組

- ・全国的な指針を踏まえた広告・宣伝の抑制
- ・インターネット投票におけるアクセス制限の強化
- ・競走場・場外発売所のATMの完全撤去
- ・相談体制の強化
- ・依存症対策の体制整備

I-4 ぱちんこにおける取組

- ・全国的な指針を踏まえた広告・宣伝の抑制
- ・自己申告・家族申告プログラムの運用改善、利用促進に向けた広報の強化
- ・ぱちんこ営業所のATM等の撤去等
- ・相談体制の強化及び機能拡充のための支援
- ・地域連携の強化

II 予防教育・普及啓発

- ・効果的な普及啓発の検討及び実施
- ・依存症の理解を深めるための普及啓発
- ・消費者向けの総合的な情報提供、青少年等への普及啓発
- ・学校教育における指導の充実、金融経済教育における啓発
- ・職場における普及啓発

III 依存症対策の基盤整備・様々な支援

- ・各地域の包括的な連携協力体制の構築及び包括的な支援
- ・都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画の策定促進
- ・相談拠点等における相談の支援
- ・その他の関係相談機関における体制強化 等
- ・全都道府県・政令指定都市における専門医療機関等の早期整備を含む精神科医療の充実
- ・自助グループをはじめとする民間団体への支援
- ・就労支援等や生活困窮者支援などの社会復帰支援
- ・医師の養成をはじめとする人材の確保

IV 調査研究・実態調査

- ・精神保健医療におけるギャンブル等依存症問題の実態把握 等
- ・関係事業者による調査及び実態把握

V 多重債務問題等への取組

- ・貸付自粛制度の適切な運用確保及び制度の周知
- ・違法に行われるギャンブル等の取締りの強化

ゲーム依存症に関する厚生労働省の今後の取組予定

1. 普及啓発関係

ホームページ、パンフレット、フォーラム等を通して、依存症に関する正しい知識、理解の促進を図る。

2. 相談対応関係

ゲーム依存症に関する相談従事者の研修、ゲーム依存症の相談マニュアルの作成

3. 治療・支援関係

ゲーム依存症に関する医療従事者の研修、ゲーム依存症の治療ガイドラインの作成
ゲーム依存症の回復プログラムの作成

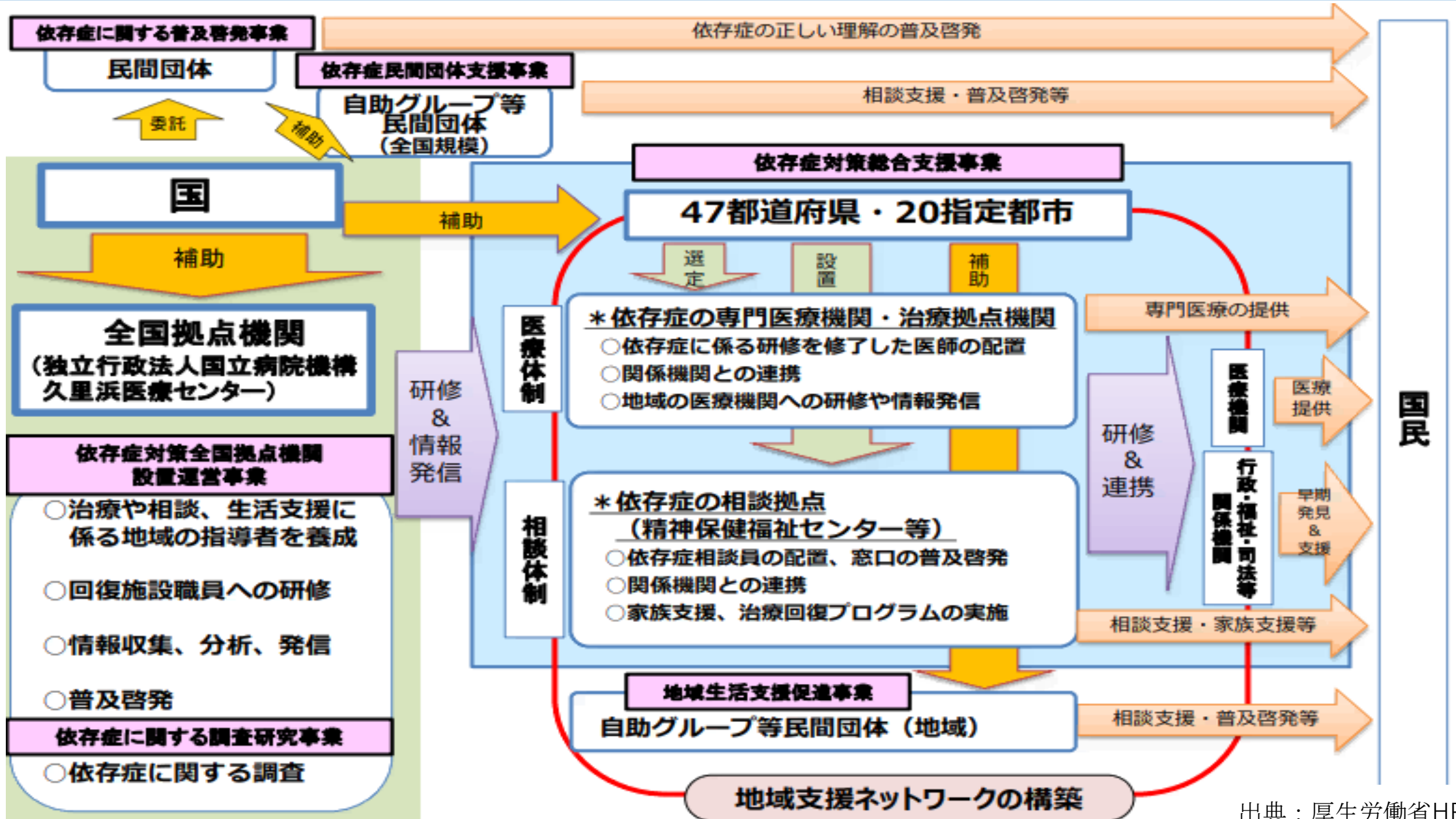
4. 調査研究関係

ゲーム障害の診断・治療法の確立に関する研究(R2年度～R4年度 厚生労働省科学研究)

ゲーム依存症に関する知見の収集、ゲーム依存症の相談マニュアルの作成

ゲーム依存症の治療ガイドラインの作成、ゲーム依存症の回復プログラムの作成

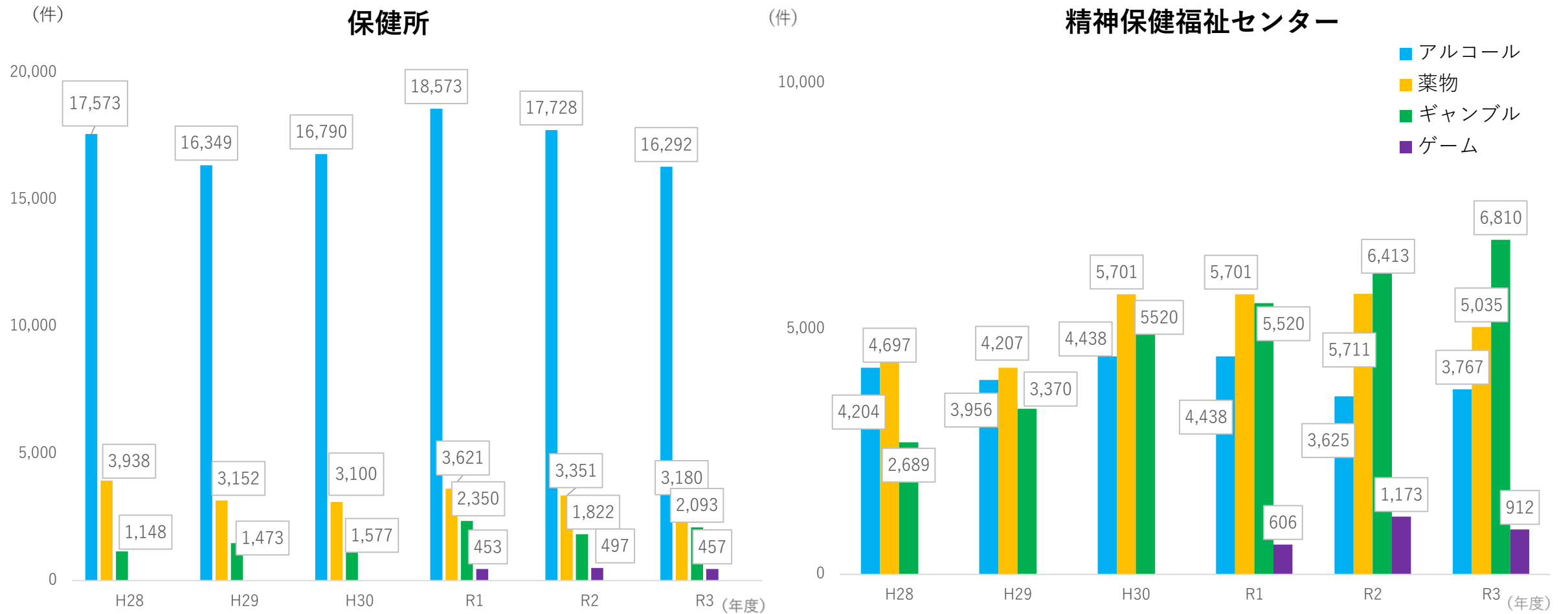
依存症対策の全体像



近年の依存症患者数の推移

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
アルコール 依存症	外来患者数 (入院患者数)	88,822 (29,649)	91,340 (29,205)	96,568 (29,555)	102,086 (28,998)
薬物依存症	外来患者数 (入院患者数)	11,208 (3,159)	11,851 (3,143)	12,415 (3,067)	13,083 (3,081)
ギャンブル等 依存症	外来患者数 (入院患者数)	1,821 (269)	2,246 (296)	2,839 (362)	3,527 (384)

保健所及び精神保健福祉センターにおける相談件数 15



※ゲームに関する相談件数は令和元年度調査より把握している。
 ※ゲームに関する相談であり、ゲーム依存の状態にあるか否かは不明。

地域における依存症医療・相談支援体制の整備、民間団体の支援

依存症対策の推進

障害保健福祉部精神・障害保健課依存症対策推進室（内線3100）

令和6年度当初予算案 8.4億円（8.4億円） ※（）内は前年度当初予算額
※令和5年度補正予算 2.5億円

1 事業の目的

- 依存症は、その疾病の特性から誤解や偏見があり、依存症と疑われる方やその家族が相談等につながりづらく、十分な治療・支援が受けられていない場合があるといった課題がある。このため、各地域における支援ネットワーク構築、全国拠点機関による人材育成・情報発信や、依存症の正しい理解の普及啓発などを総合的に行う。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

